

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書

様式 1－表紙

令和 2 年度

武蔵野短期大学
自己点検・評価報告書

令和 3 年 3 月

目次

* 基準 I および基準 II については令和元(2019)年度に点検・評価を実施済み

自己点検・評価報告書
1. 自己点検・評価の基礎資料
2. 自己点検・評価の組織と活動

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]
[テーマ 基準 I-B 教育の効果]
[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

【基準 II 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準 II-A 教育課程]
[テーマ 基準 II-B 学生支援]

* 以下の基準IIIおよび基準IVについて令和2(2020)年度に点検・評価を実施

【基準 III 教育資源と財的資源】
[テーマ 基準 III-A 人的資源]
[テーマ 基準 III-B 物的資源]
[テーマ 基準 III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]
[テーマ 基準 III-D 財的資源]

【基準 IV リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準 IV-A 理事長のリーダーシップ]
[テーマ 基準 IV-B 学長のリーダーシップ]
[テーマ 基準 IV-C ガバナンス]

【資料】

[様式 9] 提出資料一覧
[様式 10] 備付資料一覧
[様式 11～17] 基礎データ

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、武蔵野短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 3 年 3 月 31 日

理事長

高橋 暁雄

学長

高橋 暁雄

ALO

伴 好彦

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

明治 45 年（大正元）	東京都日本橋に大橋幼稚園を開設
大正 9 年 3 月 9 日	東京都日本橋に大橋家政女学校と同時に幼稚園を開設 (創立者兼校長 高橋とき先生)
大正 11 年 9 月 6 日	現在地（東京都北区西ヶ原）に武藏野高等女学校を設立し、大橋家政女学校を武藏野家政女学校と改称 (創立者兼校長 高橋とき先生)
昭和 17 年 5 月 14 日	財団法人武藏野高等女学校と改称
昭和 23 年 4 月 1 日	武藏野中学校、武藏野高等学校と改称
昭和 26 年 3 月 9 日	学校法人とする
昭和 44 年 3 月 20 日	高橋一彦先生理事長・校長就任
平成 3 年 4 月 23 日	箱根新クラブハウス竣工
平成 4 年 10 月 13 日	武藏野学院創立 70 周年祭挙行
平成 11 年 12 月 11 日	高橋暢雄先生理事長に就任
平成 14 年 6 月 25 日	武藏野学院創立 80 周年記念式典挙行
平成 15 年 11 月 27 日	武藏野学院大学設置認可
平成 16 年 4 月 1 日	武藏野学院大学開学 高橋暢雄先生初代学長に就任
平成 19 年 4 月 1 日	武藏野学院大学大学院（修士課程）開学
平成 23 年 4 月 1 日	武藏野学院大学大学院日中コミュニケーション専攻博士後期課程開学
平成 24 年 6 月 26 日	武藏野学院創立 100 周年記念式典挙行
平成 29 年 4 月 1 日	武藏野学院大学大学院国際コミュニケーション専攻博士後期課程開学

<短期大学の沿革>

昭和 56 年 1 月 16 日	武藏野短期大学設置認可
昭和 56 年 4 月 1 日	武藏野短期大学開学 田健一先生初代学長就任
昭和 56 年 4 月 8 日	武藏野短期大学開學式（幼児教育学科）挙行
昭和 57 年 1 月 21 日	武藏野短期大学第 3 体育館完成
昭和 57 年 4 月 1 日	高橋一彦先生学長に就任 武藏野短期大学附属幼稚園開園
昭和 58 年 2 月 14 日	保母養成所指定認可
昭和 61 年 7 月 1 日	長野裕先生学長に就任
平成 2 年 12 月 21 日	武藏野短期大学国際教養学科設置認可
平成 3 年 4 月 1 日	武藏野短期大学国際教養学科開学
平成 5 年 4 月 1 日	高橋一彦先生学長に就任

平成 5 年 5 月 15 日	武藏野短期大学附属幼稚園新園舎完成
平成 6 年 9 月 26 日	武藏野短期大学図書館竣工
平成 10 年 6 月 10 日	武藏野短期大学温水プール竣工
平成 11 年 12 月 16 日	高橋暢雄先生学長に就任
平成 12 年 5 月 20 日	武藏野短期大学体育館竣工
平成 17 年 3 月 31 日	武藏野短期大学国際教養学科廃止
平成 21 年 4 月 1 日	宮本一史先生学長に就任
平成 30 年 4 月 1 日	武藏野短期大学附属保育園設置
令和 元年 9 月 1 日	高橋暢雄先生学長に就任

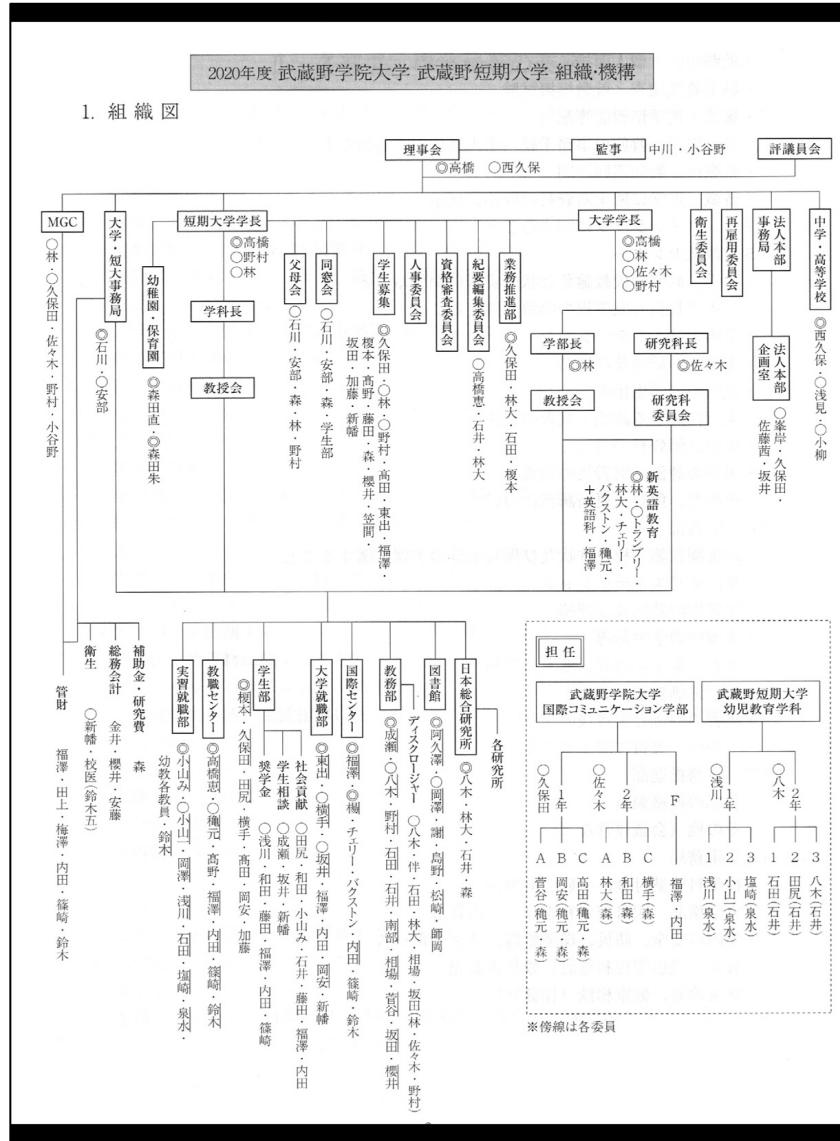
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 2(2020)年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
武藏野短期大学	〒350-1328 埼玉県狭山市広瀬台 3-26-1	100	200	172
武藏野学院大学大学院	〒350-1328 埼玉県狭山市広瀬台 3-26-1	13	29	14
武藏野学院大学	〒350-1328 埼玉県狭山市広瀬台 3-26-1	120	510	496
武藏野高等学校	〒114-0024 東京都北区西ヶ原 4-56-20	400	1200	714
武藏野中学校	〒114-0024 東京都北区西ヶ原 4-56-20	120	360	74
武藏野短期大学附属幼稚園	〒350-1321 埼玉県狭山市上広瀬 1110	60	175	164
武藏野短期大学附属保育園	〒350-1321 埼玉県狭山市上広瀬 1110		18	9

(3) 学校法人・短期大学の組織図

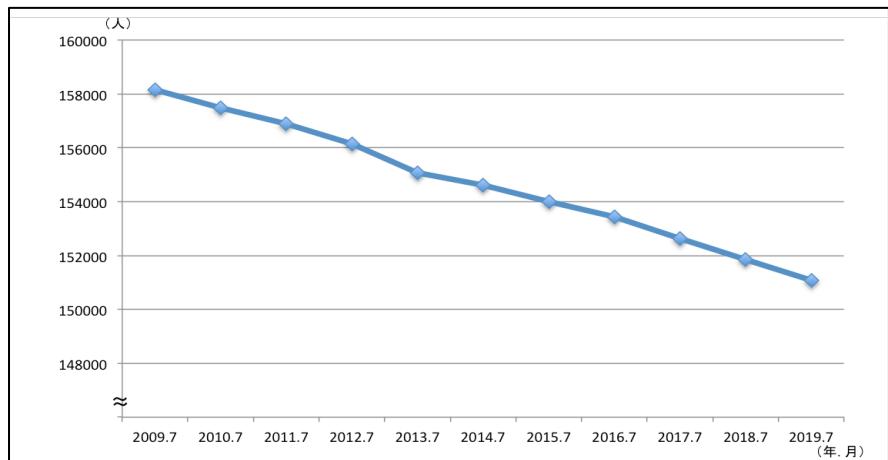
- 組織図
 - 令和2(2020)年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- #### ■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

武藏野短期大学は埼玉県西部の狭山市に位置している。埼玉県の推計人口は、2021年4月1日現在で7,341,788人である。人口は年々増加しており、武藏野短期大学が開学した昭和50(1980)年頃の人口542万人から、およそ1.35倍に増加し、その増加傾向は続いている。一方で狭山市の人口は、令和2年(2020)年5月1日現在で150,394人である。昭和29(1954)年に1町5ヶ村が合併し県下15番目の市として生まれた狭山市は、平成7(1995)年頃まで増加を続けたが、およそ16万人をピークに人口減少の傾向は続いている。



狹山市の総人口（人）

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	H28 年度		H29 年度		H30 年度		R1 年度		R2 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
埼玉県	80	84.2	87	83.7	79	79.0	73	79.3	68	82.9
東京都	14	14.7	16	15.4	18	18.0	17	18.5	13	15.9
北海道	0	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	1	1.0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	1	1.0	1	1.1	1	1.2
群馬県	0	0	0	0	0	0	1	1.1	0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	1.1	1	0.9	1	1.0	0	0	0	0
合計	104	100.0	100	100.0	92	100.0	92	100.0	82	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 2 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

狭山市は、第4次狭山市総合計画（平成28年度～37年度）の中で「緑と健康で豊かな文化都市」という将来像の実現を掲げ、「環境と共生するまちづくり」「だれもが幸せに生き生きと暮らせるまちづくり」「快適な都市空間と活力ある産業が創出する活気あるまちづくり」「学びと創造により培われた人を育む心豊かなまちづくり」「人と人のつながりを大切にする安全・安心なまちづくり」を基本理念として、次世代につながる元気なまちづくりに取り組むとしている。

教育・保育分野は、内閣府が推進し平成24(2012)年8月に成立した、子ども・子育て支援新制度による「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」いわゆる子ども・子育て関連3法の背景もあり、第4次狭山市総合計画「多様なニーズに応じた子育て支援」が狭山市の課題の1つに掲げられている。子ども・子育て新支援制度のスタートに合わせて、地域型保育事業や市立幼稚園での預かり保育事業を開始、小学校の敷地内に新たな学童保育室を整備するなどの子育て支援策の充実を予定している。

こうした市の施策について本学では、副学長が狭山市の振興計画審議会委員（平成28(2016)年4月～）、社会教育委員（平成28(2016)年5月～）、子ども・子育て会議委員（平成25(2013)年4月～）を、その他教員が狭山市社会福祉審議会委員（平成20(2012)年4月～）、狭山市いじめ問題審議・調査委員会委員（平成27(2015)年4月～）、狭山市就学支援委員会委員（平成29(2017)年4月～）、狭山市スポーツ推進審議会委員（平成26(2014)年4月～令和2(2020)年3月）、狭山市健康づくり審議会委員（令和2(2020)年3月～）を務めるなど、地域の状況やニーズに応えるよう努めている。

幼稚園教諭、保育士を養成する教育機関として、また狭山市内に武蔵野短期大学附属幼稚園・保育園を運営する母体として、本学の教育目的および養成する人材像は、狭山市の子育て支援の政策と一致しているところである。教育と保育を一体化させるため、現状では幼稚園教諭と保育士の2つの免許・資格を取得する人材を輩出することは、地域社会のニーズに応えるものである。

本学附属幼稚園も平成27(2015)年度より本格的に預かり保育事業を開始し、平成28(2016)年4月には附属保育園を開園しており、地元狭山市の重点施策に沿った対応を行っている。さらに、地域の保育所、幼稚園から本学へのボランティアの要請もあり、本学学生がこうした地域の要望に応えていることも、本学の養成する人材像に沿っているものである。また、本学教員が入曽地区子育て支援拠点を考えるワークショップのファシリテータ、水富保育所研究発表会の講師を務めるなど、地域のニーズに大学として応えているところである。

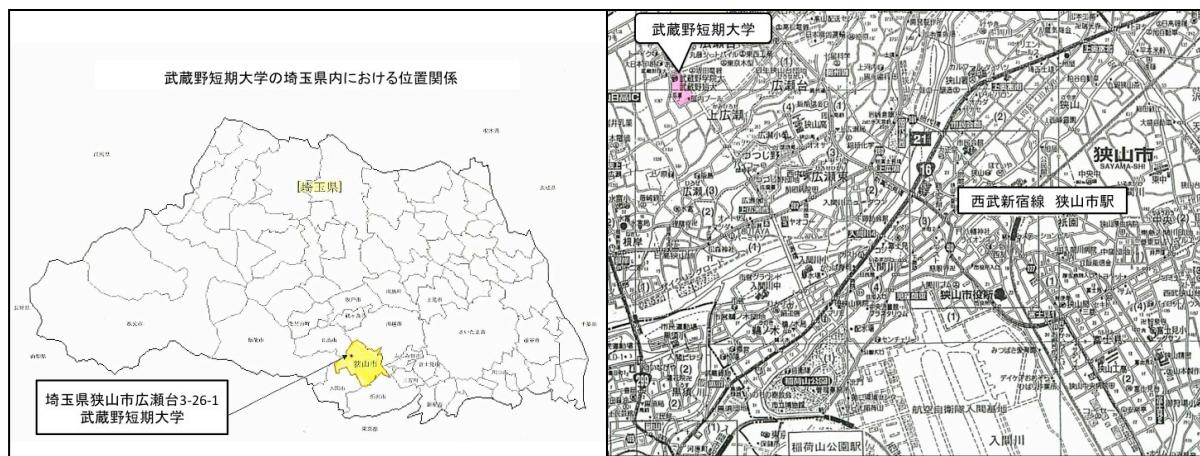
■ 地域社会の産業の状況

狭山市は入間市、所沢市とともに「狭山茶」の産地として古くから有名である。昭和30（1955）年には就業者数の45.4%が第1次産業に従事しており、農業が根幹産業

であったが、昭和 37（1962）年以降に川越・狭山工業団地、また上広瀬・柏原地区の狭山工業団地が造成され、自動車製造業をはじめ食品製造業、印刷業等の大企業が操業し、県内有数の工業都市へと変貌を遂げた。近年はベッドタウン化により、サービス業などの第 3 次産業が増えている。

国勢調査によれば、狭山市の産業部門別就業者の割合は、平成 22 年(2010)に第 1 次産業 1.6%、第 2 次産業 24.8%、第 3 次産業 66.6%だったものが、平成 27（2015）年度には第 1 次産業が 1.9%、第 2 次産業が 23.6%、第 3 次産業が 74.5%となっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 自己点検・評価]

- 自己点検・評価の責任組織である自己点検・評価委員会のリーダーシップの下、教職員全体の共通理解と意識向上に一層努めることが望まれる。また、自己点検・評価報告書は前回の第三者評価時以降公表されていないので、定期的に公表することが望まれる。

(b) 対策

教員の科目毎や各部署の自己点検・自己評価を平成 26 年度の見直しを経て、半期毎に点検・評価を実施し、ディスクロージャーによってまとめている。平成 30 年度から教務システムの導入により、自己点検・自己評価についてもシステムに合わせて実施するようになった。それにともない、さらに点検内容や公表方法などの検討が必要となっている。定期的な自己点検・評価報告書の公表について、前回の指摘

を受けて第三者評価ごとではなく、中間的な自己点検・評価報告書の公表を実施することにし、令和元年度において自己点検・評価委員会のリーダーシップのもと、ディスクロージャーが中心となり自己点検のとりまとめをおこなったものである。

(c) 成果

自己点検・評価報告書の公表を前提としたとりまとめを行うことで、各部署や教員の意識共有ができ、単にデータを蓄積するだけではなく定期的な見直しにつなげられることが期待できる。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマB 学生支援]

- 当該短期大学独自の「奨学金給付規程」はあるが、運用されていない。学業成績や経済的困窮等を考慮して運用されることが望ましい。
- 卒業生の進路先からの評価聴取について、就職部が訪問時にヒアリングを行っているが、聴取内容がどのように記録され、学習成果の点検にどのように活用されているか、不明である。担当者による質問の統一性やその後の点検等を考慮した場合、アンケート等による書面調査が望ましい。

(b) 対策

奨学金については「奨学金給付規程」「奨学金給付内規」「入学金等の一部減免規定」「入学金等の一部減免に関する内規」の見直しを行い、実情に合わせて運用されるように検討を行った。高等教育の修学支援新制度の対象校としての認定も受け、本制度の運用についても奨学金窓口が対応を行っている。

進路先からの評価聴取については、指摘された事項を共有した上で、就職部員が継続的に訪問した際のヒアリングを実施して、その記録や点検をおこなったが、園による対応が異なり質問の統一性やその成果の活用につながっていないため、令和元年度より就職部員によって卒業生調査を統計的に実施するという検討が開始され、令和2(2020)年度には試験的にWeb調査が実施された。

(c) 成果

奨学金について、入学者選抜やGPA制度を活用しながら運用を行った結果、令和元年度には1年生5名、2年生2名が入学金等の一部減免や奨学金給付の対象となった。また令和2年度にも、教授会の議を経て2名が入学金等の一部減免、2名が奨学金給付を受けている。

令和2年度に卒業生調査の設問作成と試験的実施を行った。設問作成には、本学就職部員だけではなく外部の統計調査等の専門的知識や経験を有する者を加え、また令和3年度にはその結果の分析から今後の調査方法や質問内容の検討を行う予定である。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマD 財的資源]

- 学校法人全体に余裕資金はあるものの、学校法人全体、短期大学部門共に帰属収

支は過去3年間支出超過の状態が続いている、財務の健全性を図る視点から適切な財務分析を行って課題を明らかにし、今後、財務（改善）計画の策定が望まれる。

(b) 対策

平成30年度の決算では、経常収支差額で約1億2500万円の赤字、基本金組入前当年度収支差額で約9200万円の赤字となっている。指摘されたように、適切な財務分析や把握が不十分である現状を省みて、令和2(2020)年度に5カ年の中長期計画を策定して数値目標を掲げることとした。また、法人全体においての施設管理において「武蔵野学院キャンパス委員会」を設置し、修繕の必要な施設の優先順位をつけて、財務状況に鑑み、優先順位の高いものから修繕を行っている。

(c) 成果

中長期計画策定によって、学院の財務状況等を正確に把握し、分析する素地が整った。その上で数値目標を含めた計画を教職員に周知し、令和2年度より財務基盤を強化するために財務状況や外部資金獲得への意識を学院全体で高めていき、適正な財務改善計画に沿って業務に当たっている。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項

なし

(b) 対策

(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）

なし

(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善意見等
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

- 令和2(2020)年4月1日現在

① 教育情報の公表について

N o.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	『学生便覧』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/curriculum/2020/student_handbook2020.pdf 『武蔵野短期大学幼児教育学科の履修の手引き』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/curriculum/2020/2020.tan.risyuutebiki.pdf 『武蔵野短期大学 HP』教育方針 https://www.musashino.ac.jp/mjc/about/policy/ 『情報公開』 https://www.musashino.ac.jp/mjc/information/
2	卒業認定・学位授与の方針	『学生便覧』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/curriculum/2020/student_handbook2020.pdf 『武蔵野短期大学幼児教育学科の履修の手引き』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/curriculum/2020/2020.tan.risyuutebiki.pdf 『武蔵野短期大学 HP』教育方針 https://www.musashino.ac.jp/mjc/about/policy/ 『情報公開』 https://www.musashino.ac.jp/mjc/information/
3	教育課程編成・実施の方針	『学生便覧』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/curriculum/2020/student_handbook2020.pdf

		<p>『武蔵野短期大学幼児教育学科の履修の手引き』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/curriculum/2020/2020.tan.risyuutebiki.pdf</p> <p>『武蔵野短期大学 HP』 教育方針 https://www.musashino.ac.jp/mjc/about/policy/</p> <p>『情報公開』 https://www.musashino.ac.jp/mjc/information/</p>
4	入学者受入れの方針	<p>『武蔵野短期大学 HP』 教育方針 https://www.musashino.ac.jp/mjc/about/policy/</p> <p>『情報公開』 https://www.musashino.ac.jp/mjc/information/</p>
5	教育研究上 の基本組織 に関するこ と	<p>『学生便覧』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/curriculum/2020/student_handbook2020.pdf</p> <p>『武蔵野短期大学 HP』 教育方針 https://www.musashino.ac.jp/mjc/about/policy/</p> <p>『情報公開』 https://www.musashino.ac.jp/mjc/information/</p>
6	教員組織、 教員の数並 びに各教員 が有する学 位及び業績 に関するこ と	<p>『学生便覧』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/curriculum/2020/student_handbook2020.pdf</p> <p>『武蔵野短期大学 HP』 学科紹介 https://www.musashino.ac.jp/mjc/department/</p> <p>『情報公開』 https://www.musashino.ac.jp/mjc/information/</p>
7	入学者の 数、収容定 員及び在学 する学生の 数、卒業又 は修了した 者の数並び に進学者数 及び就職者 数その他進 学及び就職 等の状況に 関すること	<p>『武蔵野短期大学 HP』 情報公開 https://www.musashino.ac.jp/mjc/information/</p> <p>『武蔵野短期大学 HP』 就職データ https://www.musashino.ac.jp/mjc/carrier_employment/data/</p>

8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	<p>『学生便覧』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/curriculum/2020/student_handbook2020.pdf</p> <p>『武蔵野短期大学幼児教育学科の履修の手引き』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/curriculum/2020/2020.tan.risyuutebiki.pdf</p> <p>『武蔵野短期大学 HP』 学科紹介 https://www.musashino.ac.jp/mjc/department/</p> <p>『武蔵野短期大学 HP』 情報公開 https://www.musashino.ac.jp/mjc/information/</p>
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するこ	<p>『学生便覧』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/curriculum/2020/student_handbook2020.pdf</p> <p>『武蔵野短期大学幼児教育学科の履修の手引き』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/curriculum/2020/2020.tan.risyuutebiki.pdf</p> <p>『武蔵野短期大学 HP』 情報公開 https://www.musashino.ac.jp/mjc/information/</p>
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関するこ	<p>『学生便覧』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/curriculum/2020/student_handbook2020.pdf</p> <p>『武蔵野短期大学 HP』 情報公開 https://www.musashino.ac.jp/mjc/information/</p>
11	授業料、入学科その他の大が徵収する費用に関するこ	<p>『学生便覧』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/curriculum/2020/student_handbook2020.pdf</p> <p>『武蔵野短期大学 HP』 学費・奨学金 https://www.musashino.ac.jp/mjc/admission/expense_scholarship/</p> <p>『武蔵野短期大学 HP』 情報公開 https://www.musashino.ac.jp/mjc/information/</p>
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するこ	<p>『学生便覧』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/curriculum/2020/student_handbook2020.pdf</p> <p>『武蔵野短期大学幼児教育学科の履修の手引き』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/curriculum/2020/2020.tan.risyuutebiki.pdf</p> <p>『武蔵野短期大学 HP』 情報公開</p>

		https://www.musashino.ac.jp/mjc/information/
--	--	---

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	<p>武蔵野短期大学 HP < サイトマップ < 情報公開 (https://www.musashino.ac.jp/mjc/information/) > より</p> <p>『財産目録』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/information/2020/3_01_H31zaimu.pdf</p> <p>『貸借対照表』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/information/2020/3_02_H31zaimu.pdf</p> <p>『資金収支計算書』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/information/2020/3_03_H31zaimu.pdf</p> <p>『事業報告書』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/information/2020/3_09_H31zaimu.pdf</p> <p>『監査報告書』 https://www.musashino.ac.jp/content/files/mjc/information/2020/3_12_zaimu_houkoku.pdf</p>

[注]

- 上記①・②とともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和2(2020)年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学においては、公的研究費の管理・運営を適正に行うために、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を学科長、コンプライアンス推進責任者を事務局長と定めている。「武蔵野短期大学 科学研究費等の運営・管理に関する規程」によって、公的研究費を適正かつ有効に活用するための責任体制、不正防止計画、相談及び通報窓口、モニタリング及び監査等について定めている。

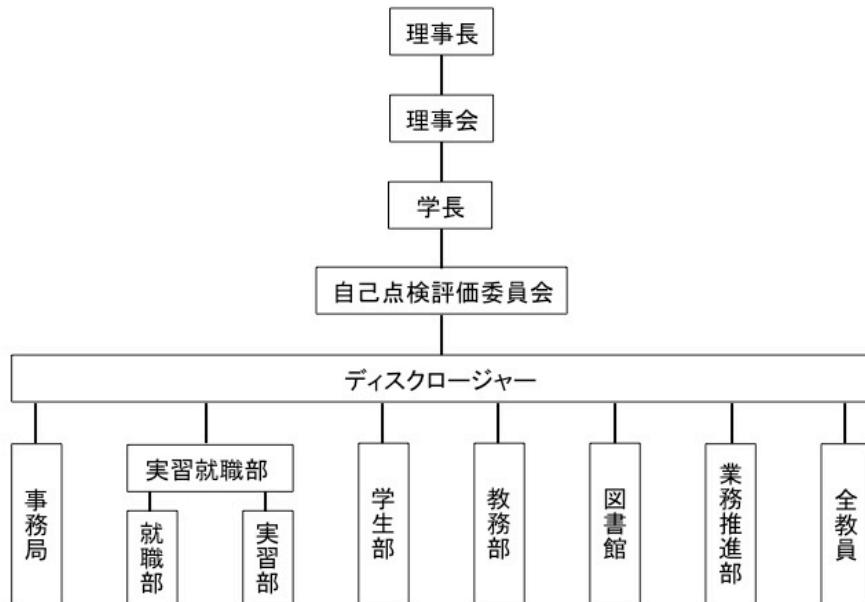
公的研究費に関する不正を防止し、適正な管理を促進するための意識向上を目的として、研究費受給者全員を対象に教育・研修への参加を義務付けている。都合により研修に参加できなかった場合には、研修を記録したデジタルメディア等の視聴を義務づけるなど、理解の徹底を図っている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

職位等	役 職	氏 名
委員長	学長	高橋暢雄
教授	学科長	野村和
准教授	教務部長（武蔵野学院大学教務部長兼務）	成瀬雄一
武蔵野学院大学教授	学生部長（武蔵野学院大学学生部長兼務）	林 猛
教授	実習就職部長（実習部長）	小山みづえ
准教授	実習就職部副部長（就職部長）	小山一馬
武蔵野学院大学准教授	業務推進部長（武蔵野学院大学業務推進部長兼務）	久保田哲
武蔵野学院大学教授	図書館長（武蔵野学院大学図書館長兼務）	阿久澤忠
	事務局長（武蔵野学院大学事務局長兼務）	瀬尾尚史
専任講師	教務副部長（武蔵野学院大学教務副部長兼務） ディスクロージャー	八木浩雄
准教授	ディスクロージャー	伴好彦

- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学では自己点検業務を推進する担当部署として、教務部に「ディスクロージャー」

を設置している。各部署の自己点検は1年ごとに、全教員による担当科目の自己点検については科目の成績評価案提出時に行っているため、半期ごとのものと1年ごとのものがある。教育、研究、財務に関するデータを収集及び分析し、大学運営の意志決定を支援することを目的に活動を開始した。

平成26(2014)年度からは各部署の自己点検に加え、「紀要編集委員会」「ディスクロージャー」「学長」「学科長」および全教員から提出された「自己点検・評価表」をディスクロージャーがとりまとめ、保管している。自己点検・評価表の内容は、教務部長が自己点検・自己評価委員会（自己点検及び評価規程第4条により組織される）へ報告している。問題並びに次年度の課題については、各年度末に開催する合同科会（併設校 武蔵野学院大学と共に）並びにその後のFD科会を平成30(2018)年3月7日、平成31(2019)年3月6日、令和2(2020)年3月3日に開催しており、全教員に共有するようにしている。

本学の教育研究水準の向上を図り、本学の意図する目的と使命を達成するために組織した「自己点検・自己評価委員会」は、教育研究活動ならびに管理運営についての点検を実施している。2022年度の認証評価に向けての自己点検・評価については、「学校法人武蔵野学院第一次五ヵ年計画」（2020.4～2025.3）に基づき課題の解決と計画に合わせた自己点検・自己評価での情報収集点の見直しを進めている。

「学習成果の可視化」を目的とした活動としては、開講科目毎に成績評価の評価項目や評価の着眼点を示した「学習ルーブリック」を平成31(2019)年4月から運用開始した。学習ルーブリックは各科目のシラバスから確認可能となっており、学生が到達目標およびその評価の基準を確認して自身の学習に活かすことができる。

更に、カリキュラム・ポリシー全体の成果を測定・評価するため「カリキュラム・ポリシーのルーブリック」を令和2(2020)年度から運用開始し、学生の自己評価に用いている。個々の科目それぞれの学習成果が総合的に積み上がり形成されるカリキュラム・ポリシー全体の成果やディプロマ・ポリシーの成果を測定、総合的なふりかえりに活かしている。またステークホルダー（利害関係者）調査として卒業生調査を計画、試験実施（2020年12月）を行った。今後は実施方法等を精査しながら進めていく予定である。

本学の独自の自己点検制度として、規程に基づく自己点検・自己評価とは別に、法人本部主導による全専任教職員を対象とした「チャレンジシート」を提出し、PDCAサイクルに基づき、本年度の教育研究及び業務成果と次年度への取り組みについてヒアリングが実施されている。教員については学科長、部長（教授代表者）と、職員については事務局長及び事務局次長等と面談を実施している。教員のチャレンジシートについては学科長から学長へ、学長から理事長へ提出される。職員のチャレンジシートについては事務局長等から本部企画室へ提出される。組織的な改革・改善は現在、このチャレンジシートの機能が有効となっており、自己点検・評価規程に基づく組織的な改革・改善との連携を深めていきたい。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2(2020)年度を中心に）

年月日	主な内容等
平成29年8月 25日	短期大学基準協会主催 ALO対象説明会に出席し第3評価期間に関する情報収集
平成29年8月 31日	「第3評価期間に関するALO対象説明会について(8/25)」にて会議の内容を自己点検・評価委員会へ書類報告
平成30年1月 10日～	武蔵野学院「チャレンジシート」の提出及び学長・学科長との面談。事務スタッフは事務局長・事務局次長との面談。

平成30年6月14日	埼玉県主催 指定保育士養成施設事務連絡会議に出席し情報収集
平成30年6月16日	「平成30年度指定保育士養成施設事務連絡会議について」にて画意義の内容を自己点検・評価委員会へ書類報告
平成30年8月24日	短期大学基準協会主催 平成31年度認証評価ALO対象説明会に出席し情報収集
平成30年8月30日	「第3評価期間に関するALO対象説明会について(8/24)」にて会議の内容を自己点検・評価委員会へ書類報告
平成31年1月9日～	武藏野学院「チャレンジシート」の提出及び学長・学科長との面談。事務スタッフは事務局長・事務局次長との面談。
平成31年4月1日	平成31年度自己点検・評価を含む、第3評価期間認証評価に向けたスケジュール説明（幼児教育学科科会、自己点検・評価委員会）
平成31年4月17日	平成31年度自己点検・評価報告書作成に関する、自己点検・評価委員会
令和元年8月26日	短期大学基準協会主催 認証評価ALO対象説明会に出席し第3評価期間に関する情報収集
令和元年9月30日	平成31年（令和元年）度自己点検・評価報告書 原稿集積
令和2年1月15日～	武藏野学院「チャレンジシート」の提出及び学科長・各部部長との面談。事務スタッフは事務局長・事務局次長との面談。
令和2年2月29日	自己点検・評価報告書の内容について意見交換および修正
令和2年3月31日	自己点検・評価報告書および資料の最終チェック 大学HPに公開
令和2年7月～	カリキュラム・ポリシーのループリックの運用開始 各学期末のキャリアガイダンス授業にて学生自己評価を実施
令和2年12月2日～	むさしの卒業生アンケートの試験実施

【基準Ⅲ 教育資源と材的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料：なし

備付資料：17. 教員個人調書[様式 18]

- 18. 教育研究業績書[様式 19]
- 19. 非常勤教員一覧表[様式 20]
- 20. 専任教員の研究活動状況表[様式 21]
- 21. 外部研究資金の獲得状況一覧表[様式 22]
- 22. 研究紀要
- 23. 専任教員の一覧表
- 24. FD 活動記録
- 25. SD 活動記録

備付資料

(規程集)：備規 1. 教員資格審査基準規程

備規 2. 教員人事委員会規程

備規 3. 教員資格審査委員会規程

備規 4. 非常勤教員規程

備規 5. 教員昇任人事に関する規程

備規 6. 教員海外研修規程

備規 7. 個人研究費に関する規程

備規 8. 科学研究費等の運営・管理に関する規程

備規 9. 科研費等の不正使用に関する調査委員会規程

備規 10. 科研費等の不正使用懲戒規程

備規 11. 科研費等の不正使用防止計画推進部署に関する規程

備規 12. 科研費等の内部監査に関する規程

備規 13. 科研費等の内部監査ルール内規

備規 14. 科研費等の取引ルール内規

備規 15. 科研費等の使用・管理における行動規範

備規 16. 科研費等の事後処理における職務分掌等に関する内規

備規 17. 研究倫理規程

備規 18. 事務分掌規程

備規 19. 事務組織規程

備規 20. 防災規程

備規 21. 個人情報規程

備規 22. 情報セキュリティーポリシー

備規 23. 事務職員研修規程

備規 24. 学校法人武藏野学院就業規則

備規 25. 学校法人武藏野学院第一次五カ年計画

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経験等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経験等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき、短期大学設置基準、教育職員免許法施行規則、児童福祉法施行規則を踏まえて整備している。教員組織の特徴は、研究者と実務経験者のバランスと年齢構成を考慮して構成されている。短期大学設置基準に定める教員数（11名）を越え、13名と充足している。専任教員の職位は短期大学設置基準に基づき、「教員資格審査基準規程（備規 1）」を設け、教員資格審査委員会で審議されたのち、教授会に諮られ学長が決し、最終的に理事会の承認を得る。学位、教育研究業績はもちろんであるが、幼稚園教諭及び保育士養成という観点から実務経験にも重きを置いている。また専任教員は、学位、教育実績、研究実績等を本学ホームページにて、公表している。「音楽表現Ⅰ」及び「音楽表現Ⅱ」の授業においては、チームティーチングを採用しており、当該科目の専任教員がリーダーシップを発揮しながら、実施の方針に基づき補助教員とともに学習成果が上がるよう努めている。

専任教員、非常勤教員ともに採用および昇任については「就業規則（備規 25）」「教員人事委員会規程（備規 2）」「教員資格審査委員会規程（備規 3）」「教員資格審査基準規程（備規 1）」「非常勤教員規程（備規 4）」「教員昇任人事に関する規程（備規 5）」に基づき、行っている。教員資格審査委員会での審議結果が教授会でも決議される。職位等は「教員資格審査委員会規程（備規 3）」に基づき審議される。その後教員資格審査委員会における審議結果が、教授会に諮られ学長が決し、最終的には理事会の承認を得る。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員の研究活動の成果については、本学研究紀要以外にも科学研究費を取得するなど、各教員が所属する学会等で研究成果を上げている。また、教員は担当科目に整合した研究活動に成果を上げ、研究と教育の連動を図り、保有学位を始め、研究活動等はホームページで公開されている。

専任教員は、毎年年度末に当該年度の研究報告と翌年度の研究計画を学科長に提出することが義務付けられており、その計画に沿って定期的な成果報告が求められている。成果を発表する機会として、本学では『武藏野短期大学研究紀要』が毎年発行されており、専任教員は研究計画に沿って論文等の投稿が可能である。科学研究費助成事業等の外部研究費の獲得も推奨され、希望する教員に対する説明会が年に1回開催されている。

専任教員の研究活動に関する整備については「教員海外研修規程（備規6）」「個人研究費に関する規程（備規7）」「科学研究費等の運営・管理に関する規程（備規8）」「科研費等の不正使用に関する調査委員会規程（備規9）」「科研費等の不正使用懲戒規程（備規10）」「科研費等の不正使用防止計画推進部署に関する規程（備規11）」「科研費等の内部監査に関する規程（備規12）」「科研費等の内部監査ルール内規（備規13）」「科研費等の取引ルール内規（備規14）」「科研費等の使用・管理における行動規範（備規15）」「科研費等の事後処理における職務分掌等に関する内規（備規16）」を設け、研究を支援する一方「研究倫理規程（備規17）」を設け、研究への意識向上等を図っている。

専任教員については個室の研究室を設け、研究環境を整えている。各研究室には

学内 LAN が整備され、また研究室が配置されている研究棟では Wi-fi 環境も整っている。専任教員には、週に 2 日以内の研究日の確保が認められており、授業期間外には定時の出勤体制に縛られない自宅研修期間を設けている。

国際会議等への出席や海外での研究活動に際しては、申請により研究費の補助を受けられる。

専任教員が参加する FD 科会は月例的に実施されている。法人に関する情報共有、学生に関する情報共有が主たる内容である。令和 2 年(2020)度からはカリキュラム・ポリシー全体の成果を測定・評価するためにカリキュラム・ポリシーのループリックによる学生自己評価の運用がはじまり、その結果についても報告されている。

専任教員は、FD や自己点検・評価を踏まえて授業の改善を求められており、学生の学修成果の獲得については、教職員も各委員会を通して緊密に連携しながら学生への対応を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティー対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織は「事務分掌規程（備規 18）」、「事務組織規程（備規 19）」に基づき、事務局長を長として業務・職務によって組織体制を整備し責任体制を明確化している。専任教員は担当事務を遂行するための専門的職能を日常的な業務の中で習得し、発揮している。なお資格の必要な職能にあたる職員については、業務遂行に必要な資格を取得している（備付-23）。

事務に関する施設や情報機器、備品の整備は、施設及び教育機材管理の担当部署が外部企業の協力を得ながら適切に行っている。

防災対策について、例年 4 月と 10 月に全学教職員および学生をあげて避難訓練を実施している（令和 2(2020)年度はコロナ禍により遠隔授業実施となっていたため、参加者の安全確保を最優先として中止となった）。火災報知機や防災関係の器具などの定期

的点検、また、東日本大震災以降、防災倉庫に非常食（500名×3日分）をはじめとした緊急対応備品を常備し、AEDなども設置している。これらについては「防災管理規程（備規20）」として定めている。また新型コロナ感染症対策については、政府の示す「新型コロナウイルス感染症における対策ガイドライン」に必要な器具、具体的な対応策等を整備し適切な体制をとっている。

情報セキュリティ対策についてこれまでには、学校法人として定めた「個人情報保護規程（備規21）」を中心に進めてきたが、昨今の企業等の情報漏洩が報道されるなか、本学でも個人情報の保護の強化を図るため、「情報セキュリティポリシー（備規22）」をもとに現状に対応すべく、更新を行っている。

SDに関して、これまで新任教職員に対しては着任前の3月上旬に学校法人武蔵野学院の研修、3月下旬には武蔵野短期大学・武蔵野学院大学合同で新任教職員の研修を実施してきた。これに加えて事務局を中心としたSD、部署毎に行われるSD、教員のFD科会に職員が参加するなど、教員との連携を深めながら積極的に取り組んでいる。こうした研修内容を基に、「職員研修規程（備規23）」を定め、教職員の質の更なる向上を図るため、以前よりも機会を増やしている現状である。

日常的な業務の見直しや事務処理の改善について、事務局・教務部・実習就職部は特に授業料・実習費等の取扱いをはじめ、事務処理案件が連動し密接に関係しているため、連携して改善するよう努めている。また、各部署への人事異動・交流（ジョブローテーション）を行うことによって、業務内容の連携、見直し等が自然に行われるようになっている。事務処理に関する大きな見直しの場合には、事務局長、教務部長、実習就職部長が点検・評価し、共通理解を図ったうえで、改善を図っている。こうした改善やジョブローテーションについては、理事長・学長によるリーダーシップによるところが大きい。

学生の学習成果の獲得に向けて、教務部、実習就職部、就職部、学生部、事務局など職員全体での会議により連携し、職員も各部委員会の構成員となることで日常的に情報交換をおこなって、学習成果向上のための一助としている。

[区分 基準III-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準III-A-4 の現状>

本学は、労働基準法を遵守するため「学校法人武蔵野学院就業規則（規備24）」、を適宜改訂（直近には、令和2(2020)年4月1日に改訂）、整備している。これらは常時事務局に掲示し教職員に周知しており、教職員は該当規定の内容を理解している。勤怠管理については令和2(2020)年度よりICカードによるタイムレコーダーを導入し、

適正に管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学の事務組織は、併設する武蔵野学院大学と武蔵野短期大学附属幼稚園、武蔵野短期大学附属保育園と共同運営する形となっている。実習就職部を除くすべての部署が本学以外の業務を取り扱っているため、教職員が複数の職務を兼任することが多い。このため効率的な業務の遂行が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料： 2. 学生便覧（校地、校舎の配置図）

備付資料： 26. 校地、校舎に関する図面

27.（図書館、学習資源センター等の概要）

28. 学校法人武蔵野学院5か年計画

備付資料

(規程集) : 備規 26. 経理規程

備規 27. 防災管理規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は校地面積、校舎面積とも短期大学設置基準を充足しており、適切な運動場を有している。また、学科・専攻過程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室や授業を行うための機器・備品を整備している。校地、校舎は、障がい者に対応できる設備とするべく、段階的に改修を行っているが、未完成の状態ではある。但し、キャンパスバリアフリーマップをもとに教職員の介助等により、障がい者への対応を行っている。併設する武蔵野学院大学と共に用ではある

が、適切な面積の図書館を有しており、図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等を十分に整えている。購入図書選定や廃棄に関しては、判断基準が確立している。また、図書館には、参考図書、関連図書が整備されている。体育館はバスケットボールコート 1 面もしくはバドミントンコート 3 面が設定可能であり、クラス毎の実技授業を実施するのに十分な広さを備えている（提出-1、備付-26、）。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

固定資産管理に関しては、「経理規程（備規 26）」第 36 条～第 46 条において規定している。また消耗品等の管理も経理規程第 47 条～第 49 条を整備し、これに基づいて施設設備や消耗品、貯蔵品等を維持管理している。

火災・地震対策・防犯対策に関しては「防災管理規程（備規 27）」を整備している。防災対策機器備品の保守、管理は外部専門企業に委託し、定期的な点検を行っている。また防犯対策として防犯専門会社の人員を常時守衛室に配備している。また毎年 2 回、教職員、在学生を併せた防災訓練を行い、さらに全教職員を対象とした AED 取り扱い講習会をおこなうなどの取り組みを行っている。

コンピュータシステムに関しては、外部からの不正アクセスの防止のため、セキュリティの高いネットワークシステムを構築している。システムの保守は、専門の企業と保守契約を結び、絶えず連絡を取りながら実施している。最新のウイルスチェックの実施、ファイアウォールシステムを導入することによって、外部からの不正アクセスの防止に努めている。また、教職員が使用するコンピュータ端末に関しても統一したセキュリティ対策を行っている。

省エネルギー・省資源対策としては以下のようないくつかの対応をしている。温室効果ガス低減対策として学内のエアコンの温度設定を政府の推奨する室温である冬期は 20℃、夏期は 28℃ に設定している。また照明設備の LED 化工事を進めるなど、電気使用量に関して、毎月、使用状況を把握し管理することにより温室効果ガスの節減に努めている。

各棟のトイレには節水型便器を設置、学生食堂（ゼロカフェ）の厨房などには節水弁を使用して節水対策も行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

限られた資源の中で効率よく業務を遂行すべく、各種規程に則り運営している。施設の障害者対策や老朽化に関しては、建築・設計の専門家を含む武蔵野キャンパス委員会（MGC）が中心となり、学内の意見を集約して中長期の修繕計画を立てて対応している。また防災、安全対策としての避難訓練は今後も継続していく。

なお、危機管理マニュアルについては、これまで防災規程として定めていたが、防災に限らず全体的な危機管理マニュアルとして、令和3(2021)年度までに策定、改善していく。施設の危険個所等については、急を要する事態への対応とともに、MGCと関係部署の連携により検討を重ね、円滑で的確な処置ができるようにする。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

令和2(2020)年4月より実施している「学校法人武蔵野学院5か年計画（備付・28）」の内容、方針に則り、MGCを中心に優先順位を決定し、財政状況に応じて順次修繕を行っていく。障がい者対応として、不十分であるバリアフリー化等が課題であるが、教職員及び学生の安全面を考慮した対策が優先実施されているため、引き続き配慮していく。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料：なし

備付資料：29. 学内 LAN の敷設状況

30. マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図

備付資料

(規程集)：なし

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学生の情報処理技術の向上のため、コンピューター教室、OA トレーニングルームを設置しており、今後も教育課程に即し、ハードウェア及びソフトウェアの充実を進めしていく。学内には、高速無線 LAN が整備されており、「武蔵野・アカデミック・ステーション」(Musashino Academic Station 通称：MAS) の設置により、モバイル端末からも学校の情報、授業の情報の配信から、課題やレポート提出など多岐にわたって活用している。また、リモート授業での活用、さらに対面授業でもコロナ禍において、学生同士のグループワーク等での会話を控えるため、モバイル端末の活用など授業でも有効に利用されている（（備付-29, 30））。学内の既存 PC 等は定期的にメンテナンスおよび更新を実施し、使用時に不便のないよう備えており、教育機材管理担当者や技術的熟達者等による FD の機会も設け、教職員の日常的な相互研修、情報技術を活用し

た効果的な授業例の発表機会のほか、武蔵野学院大学 EdTech 研究所からの知見も授業内容に取り入れ、今後も工夫を重ねていく。さらに、幼稚園教諭や保育士に必要とされる情報リテラシーの向上についてもさらに検討を進めている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

短大だけでなく、併設する武蔵野学院大学と武蔵野短期大学附属幼稚園、武蔵野短期大学附属保育園相互に係わる FD および SD を実施し、情報技術を向上していく。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料 :

7. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式1]
8. 事業活動収支計算書の概要[書式2]
9. 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式3]
10. 財務状況調べ[書式4]
11. 資金収支計算書・資金収支内訳表・貸借対照表
(平成29～令和元(2019)年度)
12. 活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
(平成29～令和元(2019)年度)
13. 事業報告書（令和元(2019)年度）
14. 事業計画書／予算書（令和2(2020)年度）
15. 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）

備付資料 :

31. 財産目録及び計算書類（平成29(2017)～令和元(2019)年度）
32. 学校法人武蔵野学院資金収支経年比較表（平成29(2017)～31(2019)年度）
33. 学校法人武蔵野学院事業活動収支経年比較表（平成29(2017)～31(2019)年度）
34. 学校法人武蔵野学院活動区分資金収支経年比較表（平成29(2017)～31(2019)年度）
35. 学校法人武蔵野学院貸借対照表経年比較表（平成29(2017)～31(2019)年度）

備付資料

（規程集）：備規28. 学校法人武蔵野学院資金運用規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えていない。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切

である。

- ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準III-D-1について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準III-D-1の現状>

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成16年度～」については、当学院はB0(ゼロ)に該当し、イエローベンの予備的段階となっている。

資金収支及び事業活動収支は過去3年間にわたり均衡している。

平成29(2017)年度から平成3(2019)1年度における武藏野短期大学の「資金収支」は、平成29(2017)年度は30百万円のマイナス、平成30(2018)年度は5百万円のマイナス、平成31(2019)年度は156百万円のマイナスであった。「事業活動収支」は、平成29(2017)年度は52百万円のマイナス、平成30(2018)年度は41百万円のマイナス、平成31(2019)年度は192百万円のマイナスであった。平成31(2019)年度は遊休資産である記念講堂の取壊し支出があったためである。当学院は、資金収支はプラス基調であるが、事業活動収支は減価償却額が多いため例年マイナスとなっている。

学校法人全体では、資金収支は、平成29(2017)年度は114百万円のマイナス、平成

30(2018)年度は285百万円のプラス、平成31(2019)年度は218百万円のマイナスであった。事業活動収支では、平成29(2017)年度は251百万円のマイナス、平成30(2018)年度は92百万円のマイナス、平成31(2019)年度は1,187百万円のマイナスであった。平成31(2019)年度は前述のとおり、記念講堂の処分差額があったためである。

「貸借対照表」の状況については、当法人は全くの無借金経営であり、運用資産余裕比率も全国平均より高く、十分な資産があり、経営的に全く問題ない。

「学校法人武蔵野学院第一次五カ年計画（備付・28）」でも述べているとおり、今後も事業活動収支の改善が課題である。令和2年度は入学充足率78%でもあるため、質の高い教育を提供することによって、定員を継続的かつ安定的に確保し、学納金収入を安定させるとともに、補助金制度を活用し、増収を図る。令和3年度生については、定員を確保できる予定であるが、今後とも大学志願者、進学者数の減少が推計されており、四年制大学志向の高まりや、専門学校との競争激化のなか、学生の確保に従来以上に努力していく。

本学では、常勤の教職員は私立大学退職金財團に加入しており、期末要支給額を基にし、当該財團に対する掛け金の累積額と交付金の累積額との繰り入れ調整額を加減した金額の100%を計上しているため、退職金引当金等は、目的通り引き当てられている。

本法人では、資産運用や通年の資金運用（フロー）についても、毎回の理事会にて数値や予測を提示し、「資金運用規程（備規28）」に基づいて、堅実で健全な運用を行っている

教育研究経費に関して、本学は、平成31(2019)年度決算においては、比率は73.9%、法人全体では51.2%と、例年20%を超えていている。

教育研究用の施設設備及び図書は、併設する武蔵野学院大学との共用になっているが、設置基準を十分満たしており、本学専用の施設設備及び図書も毎年度予算を配分し、適切に整備している。

令和3(2020)年度入試から適用される入試改革制度に対応するため、多くの教職員を動員するとともに、入試制度へも工夫を凝らし定員確保に努める。

そのカギを握るのが優れた教育者及び保育者を養成する大学としての地域社会の評価、幼稚園、保育所、施設経営者からの信頼である。職業的倫理性をもった優秀な教育者、保育者を養成することによって、地域社会からの評価を学生の確保につなげ、財務状況改善に寄与していきたい。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。

- ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

<区分 基準III-D-2 の現状>

「学校法人武藏野学院第一次五カ年計画（備付-28）」に基づき経営の改善計画をたて、実施している。本学の設置されている埼玉県狭山市は子育て支援に積極的な姿勢もあり、引き続き幼児教育を学ぶ環境は地域において重要なポジションを占めているため、将来的に4年制への変更も選択肢にいれながらも継続的な学校経営を描いている。また、本学は幼児教育学科のみの単科大学であるが、35年以上の歴史を持ち、埼玉県西部地区において幼児教育の大学として地域への人材の輩出など実績面でも認知されている。一方、通学における利便性などが低い点は、他学と比べた場合にウイークポイントとなる、これを補うためにも無料送迎バスの充実などをはかっている。学生募集においては、地元高校への訪問はもちろん、電車内広告などの一般広告も定期的に活用することで、本学の認知向上にも努力し、少子化の中ではあるが一定の入学生確保ができている。これは本学が描いている幼児教育を専門とした教育機関としての姿を地域で評価いただいている結果であり、将来像としても地域のステークホルダーに認知いただいている結果であると考えている。

現在は、財政的にも安定しており、健全な大学運営を果たしていると考えている。また、大学運営に係る人件費や施設設備に関しても状況に合わせ健全な運営を行っている。

経営情報に関しては、毎年度、決算のための理事会（5月に実施）後に、本学HPにて学内外に公表し、学内の教職員も経営情報を共有して大学運営に当たっている。

<テーマ 基準III-D 財的資源の課題>

本学は一学年定員100名の2年制短期大学のため、教職員数が20名前後と、決して多くはなく、多くの教職員が、複数の役割を果たしながら大学運営を行っているため、特に教員の負担が多い点は、今後の課題と考えられる。

より効率的な人事配置と各教職員のFD、SDが課題と考えられる。

<テーマ 基準III-D 財的資源の特記事項>

当法人全体の積立率は、定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（日本私立学校振興・共済事業団）（提出16）の全国大学平均に比して低い。将来の諸計画に備えるため、更なる貯えが必要である。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

適正な教員組織を構成すべく、優れた教員確保に努めてきた。幼児教育学科としての専門領域にとどまることなく、隣接する専門領域にアンテナを広げて採用を行った結果、学生指導に幅が出たと感じている。

教員の研究活動は学生の授業にも還元され、質が高く、先進的な内容を含む教育提供にも不可欠である。科研費等の応募申請を推奨するなど、教員が高い意識をもって研究を遂行するサポートを進めてきた。科研費応募の説明会を開催して、積極的な応募申請を促した結果、申請数が増加した。少數ながら採択者もあり、今後も採択数の増加に向けて尽力をしていきたい。

本学は無借金経営が継続されている点が強みであるが、消費収支はマイナスとなっており、改善に向けての取り組みが求められている。前回の行動計画を踏まえて、事務局会計係を中心として、学内の意識を高める取り組みが行われている。予算書作成の折のヒアリングの実施や、稟議制度の見直しなどは、前回以降により徹底された取組となっている。また、法人の財務状況を明確にして、数値目標をさだめた中長期計画を令和2年度から運用し、合同科会やFD科会などで折に触れて教職員に意識共有が求められることとなった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

財的資源の改善のためにも、定員確保が欠かせない。学内校務の中でも学生募集は最優先校務と位置づけ、教職員の意識向上に努めているが、今後一層の努力が求められる。オープンキャンパス等のプログラム改善や、高校へのアプローチの方法等について、学生募集担当教員を中心として、全教員で知恵を絞って新たなアイデアを取り入れていきたい。

また、MGCによる検討を経て計画的に学内の環境整備が行われているが、こうした計画に教学に関わる教職員の多様な視点や、学生の声が適切に反映されるように教員間の風通しをよくして、同僚性を高めていく必要がある。FD科会が単なる報告会ではなくて、教員同士の意見交換の場となるような工夫をしていきたい。

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 : 16. 寄附行為

備付資料 : 32. 理事長の履歴書（評価を受ける年度）

33. 学校法人実態調査表（写し、平成29(2017)～令和元(2019)年度）

34. 理事会議事録（平成29(2017)～令和元(2019)年度）

備付資料

(規程集) : 備規29.

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
- ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
- ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
- ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
- ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
- ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1 の現状>

本法人の理事長は現在、武藏野学院大学学長及び武藏野短期大学学長を兼務している。武藏野短期大学附属幼稚園園長、武藏野中学・高等学校校長の経験も有しており、

建学の精神および本法人の教育理念や目的を熟知しているだけでなく、本法人傘下の各教育機関の実態をよく把握し、財務・経営に関する造詣を駆使し経営にあたっている。また自らよく学生に接し、学生を理解し熱心に指導・相談にあたっている。学生を大切にするこの精神は、法人経営を進めるうえでのリーダーシップ・ガバナンスの根幹となって機能している。

理事長は教務、労務、人事、財政、学生募集を総理しているが、理事長の意思決定の際、そこに至る教職員の合意形成については、注意深い配慮をしている。理事長は、学長として副学長等の研究室や各部署に自ら足を運び、教職員との意見交換・情報交換を大事にし、円滑な教学運営に努力している。

理事長は理事会の議長となり運営し、理事や評議員の意見を参考にしながら法人経営にあたっている。なお理事の選任については、私立学校法第38条や、学校教育法第9条に準じた本法人「寄附行為」に基づきおこなわれている。

毎会計年度終了後、常勤及び非常勤監事の監査を受けた決算及び事業報告（「財産目録」「貸借対照表」「資金収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「事業活動収支計算書」等を毎年5月に開催される理事会で決議し、その内容に関し同日に開催される評議員会に報告し、意見を聴取している。

なお、理事会は「寄附行為（提出-16）」に基づき理事長が招集し、前述のように理事長が議長として審議を行っている。

決算及び事業報告、財務状況等は例年6月上旬にホームページ等で学内外に公開している。

理事は本学院「寄附行為（提出-16）」第6条に則り5～7名を選任することになっており、現在は7名の理事によって理事会が構成されている。武蔵野学院大学学長（理事長）と武蔵野高等学校校長、さらに評議員から選出された3名の合計5名である。また、非常勤理事は評議員から選出された理事1名（税理士）と学識経験者理事（弁護士）の2名である。

理事会は本学の健全な運営を図るために、第三者評価をはじめ、本学が発展し質の保証を図るために必要な情報収集を行い、法的な責任の下、学院経営にあたっている。

なお、理事会・評議員会は、ほぼ100%の出席率をもって運営されている。

「学校法人武蔵野学院 第一次五ヶ年計画（備付-28）」推進のなか、経費の削減意識を全員が共有し、取引業者の再検討、無駄の排除、省エネへの努力等を推進している。

財務状況改善の成否の如何の一つは、教職員の財務状況への理解と、限られた財的資源を有効活用しようとする強い意識や教育活動に伴う諸経費の要不要をいつも見直し、支出を極力抑制する観察力・実行力にかかっている。このことについては、年間数回行われる武蔵野学院大学との合同科会の折毎に、理事長より要請されている。

＜テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題＞

本学、理事長は武蔵野学院大学学長及び武蔵野短期大学学長を兼務しており、多忙であるため、権限の移譲を図っていき、より機動的な学校経営を行っていくことが必要。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシンシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料：なし

備付資料：

35. 学長の履歴書（評価を受ける年度）
36. 学長の教育研究業績書（平成 27(2015)～令和元(2019 年度)）[様式 19]
37. 教授会議事録（平成 29(2017)～令和元(2019) 年度）
38. 委員会等の議事録（令和元(2019) 年度）

備付資料

（規程集）：備規 29. 学長選考規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参照して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。「学長選考規程（備規29）」（学長の資格）第1条に、「学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。」と定められており、本学学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。学長は、学長選考規程により選考されている。

学長は、教授会を学則の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。学長の指示により、各委員会・各部署からの審議事項が毎週行われている打ち合わせ会、業務推進委員会及び、自己点検・評価委員会において精査される。また、大学と合同で行う場合にはその規定に基づいて開催している。

教授会の議事録は適切に記録・整備されている（「教授会議事録（備付-37）」）。

教授会において、学習成果及び3つの方針に関する議案は検討されているため、十分に認識を有している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

本学、理事長は武蔵野学院大学学長及び武蔵野短期大学学長を兼務しており、多忙であるため、将来的な展望に立って、次なるリーダーの育成が必要。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料：16. 寄附行為

備付資料：

38. 監事の監査状況（平成29(2017)～令和元(2019)年度）

39. 評議員会議事録（平成29(2017)～令和元(2019)年度）

備付資料

(規程集)：備規29. 学長選考規程

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

常勤監事は、通常、学校に出勤し、学校法人の業務及び財産の状況及び理事の業務執行状況について監査している。また開催される理事会・評議員会及び教授会にはすべて出席し、意見を述べている。また監事は「寄附行為（提出-16）」に基づき学校法人の業務全般及び、理事の業務執行の状況の監査を確実に実施している。今般の学校教育法の改正に対応し、財務会計だけではなく、教育研究・社会貢献などについても従来以上に強い関心をもって監査を実施している。常勤監事は非常勤監事と適宜連携を取り、かつ法人及び財産の状況を把握し、監査業務の質的・量的向上を図るよう努める

監事は、毎会計年度監査報告書を作成し、当該年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

平成 31(2020)年度は、評議員定数 17 名に対し現員 17 名である。本法人は私立学校法第 42 条の規定を順守し、予算、借入金、及び重要な財産の処分に関する事項及び事業計画等についてあらかじめ評議員会の意見を聞いている。また、決算の審議等、必要な場合には寄附行為の規定に従って理事会との適切な連携により審議を行っている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3 の現状>

本学は積極的にホームページにおいて教育情報及び財務情報を公開している。特に財務情報については、5月末の決算理事会後、速やかに決算情報をとりまとめ、例年 6月初旬にはホームページ上に公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

先の学校教育法の改正により、監事の役割が拡大、多様化しており、今後も常勤監事と非常勤監事の連携を強化する必要と、内部の監査サポート体制の強化の必要がある。(内部監査室の設置等)。

理事、評議員とも学外の有識者を配置しているが、教育機関の社会への貢献がより一層求められる昨今の状況に鑑み、外部の理事・評議員の役割増も考慮する必要があると考える。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況（担当：学長、副学長）

前回の認証評価時には、理事長と学長との日常的なコミュニケーションの確保と学長のサポート体制の検討が行動計画として記述されている。現在、理事長が学長を兼務しており、教職員や各部署、学生等とコミュニケーションを積極的に取っているため、実情を認識したうえでの運営を行っている。その上で、平成 29 年度より副学長をおく

ことで、理事長・学長の補佐をする体制を整えた。また、MGC の学内周知についても記述されているが、チャレンジシートに基づく教職員のヒアリング等の結果を、検討に活用するように努め、法人としての取り組みについては FD 科会等を通して教職員に周知している。また、理事会や教授会の議事録を教員に配信し、共通理解を図っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画（担当：学長、副学長）

今後も、ガバナンスとリーダーシップについては、改善をしながらの継続的な取り組みを行っていきたい。